

岩手県告示第 473 号

県民会館条例の一部を改正する条例（平成 17 年岩手県条例第 100 号）附則第 2 項の規定により、岩手県民会館の利用料金を次のとおり承認した。

平成 18 年 3 月 31 日

岩手県知事 増 田 寛 也

- 1 ホール及びホール以外の室を使用する場合にあつては、表 1 及び表 2 に掲げる額を合算した額（附属の設備を使用する場合にあつては、当該合算した額に表 3 に掲げる額を加算した額）
- 2 駐車場を使用する場合にあつては、表 4 に掲げる額

表 1 ホールの利用料金

区 分			9 時から 12 時まで	13 時から 17 時まで	17 時 30 分から 21 時 30 分まで	9 時から 17 時まで	13 時から 21 時 30 分まで	9 時から 21 時 30 分まで	
大ホール	入場料を徴収しない場合	土曜日及び休日	円 26,000	円 37,900	円 50,900	円 63,900	円 88,800	円 114,800	
		その他の日	22,400	33,100	40,200	55,500	73,300	95,700	
	1,000円未満の入場料を徴収する場合	土曜日及び休日	36,010	54,700	67,200	90,710	121,900	157,910	
		その他の日	31,080	44,730	55,960	75,810	100,690	131,770	
	1,000円以上 3,000円未満の入場料を徴収する場合	土曜日及び休日	49,610	67,650	87,120	117,260	154,770	204,380	
		その他の日	39,160	57,310	70,400	96,470	127,710	166,870	
	3,000円以上 5,000円未満の入場料を徴収する場合	土曜日及び休日	62,520	88,080	112,200	150,600	200,280	262,800	
		その他の日	51,120	73,800	93,720	124,920	167,520	218,640	
	5,000円以上の入場料を徴収する場合	土曜日及び休日	76,560	112,080	139,560	188,640	251,640	328,200	
		その他の日	64,320	92,160	116,400	156,480	208,560	272,880	
	中ホール	入場料を徴収しない場合	土曜日及び休日	11,200	17,800	20,200	29,000	38,000	49,200
			その他の日	9,800	13,500	17,800	23,300	31,300	41,100
500円未満の入場料を徴収する場合		土曜日及び休日	13,020	21,210	26,140	34,230	47,350	60,370	
		その他の日	11,760	18,690	22,260	30,450	40,950	52,710	
500円以上1,000円未満の入場料を徴収する場合		土曜日及び休日	14,850	23,320	28,600	38,170	51,920	66,770	
		その他の日	12,320	20,900	24,640	33,220	45,540	57,860	

1,000円以上 2,000円未満の 入場料を徴収す る場合	土曜日及び休日	19,800	26,880	35,520	46,680	62,400	82,200
	その他の日	16,200	24,240	28,440	40,440	52,680	68,880
2,000円以上の 入場料を徴収す る場合	土曜日及び休日	21,360	28,440	36,840	49,800	65,280	86,640
	その他の日	16,200	25,440	29,880	41,640	55,320	71,520

備考1 「入場料」とは、入場料、会費その他名称のいかんを問わず、その催しにつき入場の対価として徴収する金銭をいう。

2 入場料の額に段階がある場合は、最高の入場料の額によりこの表を適用する。

3 「休日」とは、日曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日、12月29日から31日まで並びに1月2日及び3日をいう。

4 入場料を徴収しないが営利宣伝その他これに類する目的で使用する場合は、大ホールについては5,000円以上の入場料を徴収する場合、中ホールについては2,000円以上の入場料を徴収する場合の利用料金の額と同額とする。

5 専ら準備、撤去若しくは練習のために使用し、又は後刻の催しのために使用する場合は、入場料を徴収しない場合の利用料金の額の70パーセントに相当する額とする。

6 使用時間がやむを得ない理由によりあらかじめ許可された使用時間を超える場合は、その超える時間1時間までごとに、9時前の場合は9時から12時までの、12時から17時までの場合は13時から17時までの、17時後の場合は17時30分から21時30分までの利用料金の額の時間割計算による額の150パーセントに相当する額を加算した額とする。この場合において、1時間未満の端数があるときは、30分以上は1時間とし、30分未満は切り捨てる。

7 この表に定める時間以外の時間に使用する場合（6の場合を除く。）は、その使用する時間1時間までごとに、17時30分から21時30分までの利用料金の額の時間割計算による額の150パーセントに相当する額とする。

8 大ホールにおいて1階客席部のみを使用して催しを行う場合は、この表に定める利用料金の額の70パーセントに相当する額とする。

9 大ホール及び中ホールにおいて、専ら練習のために使用する場合であって、その使用する日の3箇月前の日以後に申請があったものであるときは、県民会館でその練習に係る催しを行う場合にあつては5により算出した利用料金の額の50パーセントに相当する額とし、県民会館以外で当該催しを行う場合にあつては5により算出した利用料金の額の70パーセントに相当する額とする。

10 この表により算出した利用料金の額に10円未満の端数があるときは、これを10円とする。

表2 ホール以外の室の利用料金

区 分		9時から12 時まで	13時から17 時まで	17時30分 から21時30分 まで	9時から17 時まで	13時から21 時30分まで	9時から21 時30分まで
第1	入場料を徴収しない場合	円 2,020	円 3,070	円 3,670	円 5,090	円 6,740	円 8,760

展示室	1,000円未満の入場料を徴収する場合	3,180	4,840	5,780	8,020	10,620	13,800
	1,000円以上の入場料を徴収する場合	4,440	6,750	8,070	11,190	14,820	19,260
第2展示室	入場料を徴収しない場合	6,390	9,350	11,600	15,740	20,950	27,340
	1,000円未満の入場料を徴収する場合	10,060	14,730	18,270	24,790	33,000	43,060
	1,000円以上の入場料を徴収する場合	14,050	20,570	25,520	34,620	46,090	60,140
第1会議室		2,420	3,270	4,110	5,690	7,380	9,800
第2会議室		2,980	4,270	5,110	7,250	9,380	12,360
第3会議室		1,980	2,420	2,680	4,400	5,100	7,080
第4会議室		1,700	2,280	2,540	3,980	4,820	6,520
第5会議室		1,980	2,540	3,120	4,520	5,660	7,640
講師控室		370	500	500	870	1,000	1,370
第1和室		1,340	2,280	2,980	3,620	5,260	6,600
第2和室		1,340	2,280	2,980	3,620	5,260	6,600
特別室		1,250	1,660	1,910	2,920	3,570	4,840
撮影室		2,440	3,230	3,700	5,670	6,940	9,390
リハーサル室		2,420	3,270	4,110	5,690	7,380	9,800
大ホール用	第1楽屋	1,700	2,420	2,980	4,120	5,400	7,100
	第2楽屋	1,170	1,980	2,130	3,150	4,110	5,280
	第3楽屋	500	670	880	1,170	1,550	2,050
	第4楽屋	500	670	880	1,170	1,550	2,050
中ホール用	第1楽屋	440	500	600	940	1,100	1,540
	第2楽屋	1,040	1,340	1,700	2,380	3,040	4,080
	第3楽屋	670	880	1,040	1,550	1,920	2,590
第1主催者控室		370	670	670	1,040	1,340	1,710
第2主催者控室		370	670	670	1,040	1,340	1,710
第3主催者控室		370	670	670	1,040	1,340	1,710
第4主催者控室		370	670	670	1,040	1,340	1,710
第1シャワー室		440	440	440			
第2シャワー室		440	440	440			
第3シャワー室		440	440	440			
第4シャワー室		440	440	440			
第1浴室		1,040	1,040	1,040			
第2浴室		1,040	1,040	1,040			

備考1 「入場料」とは、入場料、会費その他名称のいかんを問わず、その催しにつき入場の対価として徴収する金銭をいう。

- 2 入場料の額に段階がある場合は、最高の入場料の額によりこの表を適用する。
- 3 展示室を、入場料を徴収しないが営利宣伝その他これに類する目的で使用する場合は、1,000円以上の入場料を徴収する場合の利用料金の額と同額とする。
- 4 展示室を、専ら準備若しくは撤去のために使用し、又は後刻の催しのために使用する場合は、入場料を徴収しない場合の利用料金の額の70パーセントに相当する額とする。
- 5 使用時間がやむを得ない理由によりあらかじめ許可された使用時間を超える場合は、その超える時間1時間までごとに、9時前の場合は9時から12時までの、12時から17時までの場合は13時から17時までの、17時後の場合は17時30分から21時30分までの利用料金の額の時間割計算による額の150パーセントに相当する額を加算した額とする。この場合において、1時間未満の端数があるときは、30分以上は1時間とし、30分未満は切り捨てる。
- 6 この表に定める時間以外の時間に使用する場合（5の場合を除く。）は、その使用する時間1時間までごとに、17時30分から21時30分までの利用料金の額の時間割計算による額の150パーセントに相当する額とする。
- 7 この表により算出した利用料金の額に10円未満の端数があるときは、これを10円とする。

表3 附属の設備の利用料金

区 分		単 位	利用料金 (1回につき)	備 考
大ホール	オーケストラピット	1基	円 3,310	
	舞台せり上げ装置	1基	890	
	花道スッポン	1基	890	
	仮設花道	1式	1,650	
	仮設脇花道	1式	1,650	
	仮設大臣囲い	1式	2,490	
	松羽目・竹羽目	1式	1,650	
	浅黄幕	1式	700	
	しゃ幕	1枚	700	
	演壇	1式	560	
	スクリーン	1張	1,230	
	音響反射板	1式	6,520	天反ライトを含む。
中ホール	回り舞台	1式	2,490	
	仮設花道	1式	890	
	仮設大臣囲い	1式	1,650	
	松羽目・竹羽目	1式	1,290	
	浅黄幕	1式	420	
	しゃ幕	1枚	420	
	演壇	1式	340	
	スクリーン	1張	990	
音響反射板	1式	3,310	天反ライトを含む。	

舞台 設備	大ホ ール ・中 ホー ル共 通	地がすり	1 枚	890		
		リノリウム	1 枚	890		
		所作台	1 枚	280		
		金びょうぶ	1 双	1,180		
		銀びょうぶ	1 双	1,180		
		白びょうぶ	1 双	1,180		
		毛せん	1 枚	130		
		長座布団	1 枚	130		
		上敷ござ	1 枚	340		
		大太鼓	1 台	560		
		そで囲い	1 式	890		
		振り落とし装置	1 式	220		
		めくり台	1 台	80		
		姿見	1 台	700		
		指揮台	1 式	330		
		譜面台	1 式	80		
		譜面灯	1 灯	80		
		平台	1 枚	130		
		箱足	1 台	80		
		開き足	1 脚	80		
		舞台用いす	1 脚	80		
		長机	1 台	130		
		コントラバス用いす	1 脚	130		
		黒板	1 式	130		
		大ホ ール	フットライト	1 列	700	
			ボーダーライト	1 列	890	
サスペンションライト	1 列		1,180			
アッパーホリゾンライト	1 列		1,230			
ローアホリゾンライト	1 列		1,480			
トーメンタルライト	1 組		220	1 組 4 台		
フロントライト	1 組		1,180	1 組 8 台		
シーリングライト	1 列		2,240			
センタークセノンピンスポットライト	1 台		1,650			
クセノンピンスポットライト	1 台		1,180			
コンダクタースポットライト	1 台		220			
中ホ ール	フットライト	1 列	560			
	ボーダーライト	1 列	700			
	サスペンションライト	1 列	890			
	アッパーホリゾンライト	1 列	1,230			

照明 設備		ローアホリゾントライト	1列	490		
		フロントライト	1組	940	1組8台	
		シーリングライト	1式	1,060		
		センタークセノンピンスポットライト	1台	1,180		
	大ホ ール ・中 ホー ル共 通	スポットライト	大	1台	280	
			小	1台	130	
			フットスポットライト	1台	130	
			花道フットライト	1列	840	
		ストリップライト	大	1台	270	
			小	1台	120	
			エフェクトマシン	1台	700	
			ダブルマシン	1台	700	
			リップルマシン	1台	700	
			オーバーヘッドマシン	1台	700	
			オーロラマシン	1台	560	
			ファイヤーマシン	1台	560	
			ミラーボール	1台	560	
			星球	1式	1,230	
			スポック	1台	130	
			ピンカッタースポットライト	1台	700	
			シールドビームライト	1台	400	
			エアクラフトライト	1式	1,650	1式4台
			フィルムマシン	1台	700	
			ストロボ	1式	790	
		コンセプトマシン	1式	1,780		
		スライドキャリアマスク	1台	590		
		ハイクオリティーカーターライト	1台	700		
	カラーチェンジャー	1台	300			
大ホ ール		拡声装置	1式	3,310	マイク1本付き	
中ホ ール		拡声装置	1式	1,780	マイク1本付き	
		レコードプレーヤー	1台	890		
		コンソール型テープレコーダー	1台	1,360		
		ポータブル型テープレコーダー	1台	890		
		カセット式テープレコーダー	1台	890		
		デジタル式レコーダー	1台	890		
		16チャンネル・マルチトラックテープレコーダー	1台	1,110		

音響 設備	大ホ ール ・中 ホー ル共 通	ワイヤレスマイクロホン送受信機	1 チャン ネル	1,360	電池を含む。		
		ステージスピーカー	1 台	700			
		コンデンサー型マイクロホン	1 本	700			
		ダイナミック型マイクロホン	1 本	560			
		移動型ミキサー卓	1 台	3,100			
		残響付加装置	1 台	1,480			
		グラフィック・イコライザー	1 台	240			
		デジタル・ディレイ	1 台	140			
		コンプレッサー・リミッター	1 台	330			
		ノイズ・ゲート	1 台	400			
		16対マルチ・ケーブル	1 式	130	コンセントボックス 1 台付 き		
		8 対マルチ・ケーブル	1 式	70	コンセントボックス 1 台付 き		
		床上型マイクスタンド	1 台	90			
		ブーム型マイクスタンド	1 台	70			
		卓上型マイクスタンド	1 台	70			
		ダイレクト・ボックス	1 台	70			
		3 点つり式マイク昇降装置	1 基	700			
		エレベーター式マイク昇降装置	1 基	700			
		コンパクト・ディスクプレーヤー	1 台	890			
		はね返しスピーカー	1 台	650			
第 1 会議 室	第 1 会議 室	拡声装置	1 式	990	マイク付き		
		第 2 会議 室	第 2 会議 室	拡声装置	1 式	990	マイク付き
ピアノ	大ホ ール ・中 ホー ル共 通	リハ ーサ ル室	リハ ーサ ル室	スタインウェイピアノ	1 台	11,310	製造番号512505
		大ホ ール	大ホ ール	スタインウェイピアノ	1 台	9,720	製造番号429069
		大ホ ール	大ホ ール	ヤマハピアノ	1 台	4,860	
		大ホ ール	大ホ ール	カワイピアノ	1 台	2,490	
		大ホ ール	大ホ ール	ヤマハピアノ	1 台	2,490	
大ホ ール	大ホ ール	35mm映写機	1 台	5,690			
		16mm映写機	1 台	2,840			

映写 機等	中ホ ール	16mm映写機	1 台	2,490	
	大ホ ール ・中 ホー ル共 通	16mm映写機	1 台	1,650	可搬型スクリーン付き
		8mm映写機	1 台	890	可搬型スクリーン付き
		エルモスライド映写機	1 台	5,550	可搬型スクリーン付き
		マスタースライド映写機	1 台	890	可搬型スクリーン付き
		エルモオーバーヘッドプロジェクター	1 台	1,780	可搬型スクリーン付き
		液晶ビデオ映写装置	1 式	2,750	
	全会 議室 共通	スクールゼム・ベルハウエルオーバー ヘッドプロジェクター	1 台	890	可搬型スクリーン付き
		液晶ビデオ映写装置	1 式	2,750	スクリーン付き
	その 他		テレビ中継設備		8,050
		ラジオ中継設備		4,860	
		持込機器	1 キロワ ットにつ き	220	
		可搬型テープレコーダー	1 台	890	
		彫塑台	1 台	80	
		工芸品展示台	1 台	80	
		パーテーションベース	1 本	80	
		スポットライト	1 台	80	
		長机	1 台	130	
		いす	1 脚	80	
		コインロッカー	1 台	100	

表 4 駐車場の利用料金

区 分	利用料金
乗車定員が30人以上の乗合自動車	駐車時間 1 時間までごとに750円
その他の 4 輪以上の自動車	駐車時間20分までごとに100円